

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領

(目的)

第1条 本来食べられるのに廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む企業・団体等を、「あいち食品ロス削減パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録することにより、企業・団体等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 登録の対象は、愛知県内に事業所を有し、当該事業所において食品ロス削減に向けた取組を実施している企業・団体等とする。

(登録対象資格)

第3条 登録の対象資格は、次に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- (1) 県税等の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する企業・団体等でないこと。
- (3) 法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。
- (4) 愛知県の信用、品位、イメージを損なうおそれのある取組をしていないこと。

(登録要件)

第4条 次の(1)～(3)をいずれも実施する企業・団体等をパートナーとして登録する。

- (1) 食品ロスの削減について、別記「取組項目」に該当する取組実績を有し、その取組実績を自社のWebページや会社案内等に掲載していること。
- (2) 「食品ロス削減推進宣言」（以下「宣言」という。）を作成し、事業所内に掲示又は自社のWebページ等に掲載すること。
- (3) 食品ロスの削減について、具体的な取組を設定し、継続して食品ロスの削減に努めること。

(登録手続)

第5条 あいち食品ロス削減パートナーシップ制度への登録申請をしようとする企業・団体等は、「あいち食品ロス削減パートナーシップ申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び宣言（様式第2号）を県に郵送、メール又は持参のいずれかの方法により提出するものとする。

2 県は、提出された申請書及び宣言の内容を確認し、適当と認めた場合は申請のあった企業・団体等をパートナーとして登録し、申請者に登録証を交付するとともに、県Webページ等で企業・団体等の情報や取組内容等を紹介し、事業に活用する。なお、パートナーは申し出た時点で企業・団体等の情報や取組内容等を県Webページ等へ掲載することを承諾したものとみなす。

(パートナーの責務)

第6条 パートナーは、第4条で規定する取組を積極的に実施し、食品ロスの削減に努めるものとする。

2 パートナーは、年度ごとの取組実績を当該年度末までに自社のWebページに掲載するものとする。なお、掲載する取組実績は、実施期間、取組の名称、内容等とし、可能な限り定量的な指標を盛り込むこととする。

3 パートナーは、県が実施する取組状況の調査や県が主催するイベントなどに協力するものとする。

(ロゴマーク)

第7条 パートナーは、第4条の取組に活用するため、県が別途定めるロゴマークを使用することができる。ただし、ロゴマークの使用に当たっては、使用開始日の10日前までにロゴマーク使用届出書を県に提出するものとする。

2 ロゴマークは、食品ロス削減の推進以外の目的で使用してはならない。

3 県は、パートナーによるロゴマークの目的外使用を発見した場合は、パートナーに対しロゴマークの使用停止を求めることができる。

(登録内容の変更)

第8条 パートナーは、申請書又は宣言に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに「あいち食品ロス削減パートナーシップ変更届出書」(様式第3号)(以下「変更届出書」という。)又は内容を変更した宣言を県に提出するものとする。

2 県は、提出された変更届出書又は変更した宣言の内容を確認し、必要に応じて県Webページ等の掲載情報を修正するものとする。

(有効期間)

第9条 パートナー登録の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、別に定める書類を提出することにより登録を更新することができる。

2 パートナーは、第2条から第4条に定める要件を満たさなくなった場合又は登録継続の意思を失った場合は、速やかに「あいち食品ロス削減パートナーシップ解消申請書」(様式第4号)(以下「解消申請書」という。)を県に提出し、登録証を県に返却するとともに、第7条に定めるロゴマークの使用を停止するものとする。

3 県は、解消申請書が提出された場合は、県Webページ等の当該パートナーにかかる掲載情報を削除するものとする。

(解除)

第10条 県は、パートナーが第2条から第4条に定める要件を満たさなくなったことが明らかな場合又は信用を失墜する行為を行うなどパートナーとして適当でないと判断した場合は、パートナー登録を解除することができるものとする。

2 県は、前項によりパートナー登録を解除する場合は、県Webページ等の掲載情報を削除したことをもって、パートナーを解除したものとみなす。

3 登録を解除されたパートナーは、登録証を県に返却するとともに、第7条に定めるロゴマークの使用を停止しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

別記

取組項目

食品ロス削減の取組項目は、次のとおりとする。

取組項目	取組例
規格外品の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○安価での販売 ○加工品等への活用 等
食べきり・完売の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与 ○容器の提供など持ち帰り希望への対応（※） ○ばら売り、量り売り、少量パックによる販売 等
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスターの掲示や「3010 運動」等の呼び掛け ○賞味期限・消費期限表示に関する啓発 ○食材使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介 等
未利用食品等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○フードドライブの実施 ○フードバンク活動 ○災害用備蓄食品の有効活用 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○需要予測の高度化 ○製造方法や容器包装の工夫等による賞味期限の延長 ○納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化等の商習慣の見直し ○食材の仕入れ又は使い切りの工夫 ○食品廃棄物のリサイクル（堆肥化など） ○その他食品ロスの削減につながる取組

※ 食品衛生法その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するとともに、持ち帰り希望者には食中毒等のリスクや取扱方法など衛生上の注意事項を十分に説明し、食中毒等が発生した場合は持ち帰り希望者の自己責任となる旨を伝えること。

あいち食品ロス削減パートナーシップ申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者 職・氏名

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第5条の規定に基づき、パートナーの登録を申請します。

1 企業・団体等の概要

業種（事業内容）	
ホームページアドレス	
担当者連絡先	住所：（〒 - ） 部署名： 役職名： 担当者名： E-mail： 電話番号： FAX：

2 食品ロス削減に関する取組実績

実施時期・期間	取組内容	取組場所

※取組実績、内容が分かる資料を添付すること

- 自社のWebページ又は会社案内等に食品ロス削減の取組について掲載しています。

3 食品ロス削減に関する今後の取組予定

実施時期・期間	取組内容	取組場所

4 「食品ロス削減推進宣言」掲示予定場所または掲載予定W e b ページアドレス

※事業所内での掲示の場合は、掲示後に、掲示していることが確認できる写真を送付してください。

5 登録対象資格の確認

- 県税等の滞納はありません。
- 暴力団又は暴力団員と関係を有する企業・団体等ではありません。
- 法令違反等はありません。
- 愛知県の信用、品位、イメージを損なうおそれのある取組をしていません。

6 同意事項

- 登録情報及び取組内容について、愛知県がW e b ページ等での公表や食品ロス削減関連事業で活用することに同意します。

※県W e b サイト掲載用のロゴマークデータをメールにて提出してください。

事業所一覧

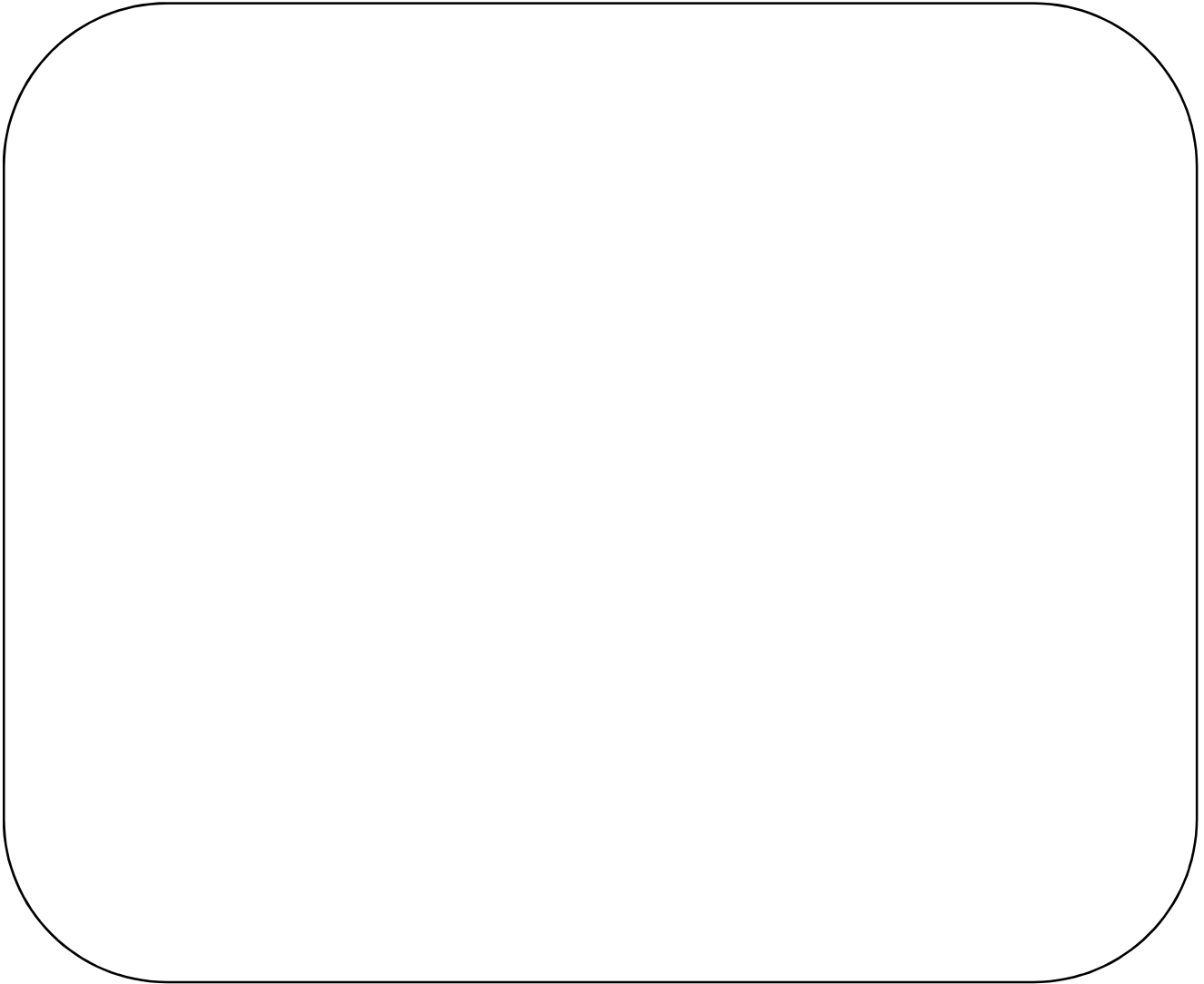
事業所名	所在地	備考

※県内に複数の事業所があり一括で申請する場合に作成してください。

※取組内容が事業所によって異なる場合は、別に申し込むか備考欄にその旨を記載してください。

食品ロス削減推進宣言

～食品ロス削減に向け下記のとおり取り組みます！～



宣言日：

名 称： _____

※あいち食品ロス削減パートナーシップ申請書「3 食品ロス削減に関する今後の取組予定」についての宣言としてください。取組内容について詳細に記入していただいても構いません。

※デザインを変更していただいても構いません。

あいち食品ロス削減パートナーシップ変更届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

所在地
名称
代表者 職・氏名

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第8条の規定に基づき、
パートナー登録内容の変更を届け出ます。

1 変更内容（変更があった箇所のみ記入してください）

企業・団体等の所在地	
企業・団体等の名称	
代表者の職・氏名	
ホームページアドレス	

<今後の取組予定>

実施時期・期間	取組内容	取組場所

2 登録対象資格の確認

- 県税等の滞納はありません。
- 暴力団又は暴力団員と関係を有する企業・団体等ではありません。
- 法令違反等はありません。
- 愛知県の信用、品位、イメージを損なうおそれのある取組をしていません。

3 同意事項

- 登録情報及び取組内容について、愛知県がWebページ等での公表や食品ロス削減関連事業で活用することに同意します。

4 担当者の連絡先

部署名：

役職名：

担当者名：

E-mail：

電話番号：

事業所一覧

事業所名	所在地	備考

※登録済みの事業者において参加事業所を追加する場合は、追加事業所のみ記載してください。

あいち食品ロス削減パートナーシップ解消申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者 職・氏名

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第9条の規定に基づき、パートナー登録の解消を申請します。

1 解消予定日

年 月 日

2 解消の理由

--

3 担当者の連絡先

部署名：

役職名：

担当者名：

E-mail：

電話番号：